

令和3年10月 1日

各町立学校長 様

斜里町教育委員会
教育長 岡田 秀明

緊急事態措置の終了を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策
について（通知）

日ごろより、各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

この度、国は9月30日をもって、緊急事態措置を終了する旨決定しました。また、道は、札幌市における感染状況を踏まえ、札幌市を重点地域とし、独自の対策を行うこととなりました。斜里町立学校につきましても、道教委からの令和3年9月29日付け、教健体第650号通知に基づく対応としますので、本通知内容を確認するとともに、下記の点に特に留意し、各学校において適切な対応をお願いします。

このたび、緊急事態措置は終了となりますが、各学校におかれましては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るようお願いします。

また、道は警戒ステージを全道域で「ステージ2」に移行することに伴い、全ての町立学校において、「新しい生活様式」を踏まえた行動基準を「レベル2」に移行します。各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づくレベル2に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底した取組をお願いします。

記

1 斜里町立学校における留意事項【期間：10月1日(金)～10月31日(日)】

(1) 登下校・日課・授業

- ① 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動は避けるなど、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」55ページ参照）。
- ② 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習を実施すること。

(2) 学校行事

- ① 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。
- ② 感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」55ページ参照）。

(3) 修学旅行、宿泊研修、部活動の合宿等泊を伴う活動

- ① 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。
- ② 旅行先の受入れの有無について確認するなど、「令和3年度における修学旅行等について」（令和3年(2021年)4月19日付け教高第159号）及び「修学旅行中における児童生徒の健康観察等について」（令和3年(2021年)4月28日付け教義第132号）を踏まえて実施すること。
- ③ 修学旅行等における旅行中の食事は会食に当たらないが、黙食に努めるなど給食等の食事を取る場合での感染症対策と同様の対策を行うこと（「衛生管理マニュアル」

59ページ参照)。

(5) 部活動

- ① 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。
- ② 感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」57ページ参照）。
- ③ 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。
- ④ 上記のほか、特別の事情がある場合は、町教委に相談すること。
- ⑤ 大会等参加及び対外試合の実施は、大会・対外試合の主催者が道教委からの要請（令和3年(2021年)9月15日付け教健体第616号）及び各競技団体等が作成している感染症対策ガイドラインに基づき運営している大会・対外試合に限ることとし、大会等への参加及び対外試合の実施は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。また、大会等への参加については、「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和3年(2021年)9月29日付け教健体第651号）に基づき、適切に対応すること。
- ⑥ 部活動内での感染を防止するため、特に次の点について留意すること。
 - (ア) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用すること。
 - (イ) 部活動前後の会食等は控え、活動終了後速やかに帰宅すること。
 - (ウ) 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。
 - (エ) 更衣室ではできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。
 - (オ) 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

2 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等がPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健所の疫学調査の結果が出るまでの間、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」（令和3年(2021年)9月6日付け教健体第585号通知）を踏まえ、適切に対応すること。

(生涯学習課)